

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 8 月 1 日現在

機関番号：35414

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23593443

研究課題名(和文)精神疾患患者への「看護アドボカシー」看護介入モデル構築に関する研究

研究課題名(英文)A study of people living with mental disease about the "nursing advocacy" intervention model building

研究代表者

戸田 由美子(Toda, Yumiko)

日本赤十字広島看護大学・看護学部・教授

研究者番号：60325339

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円、(間接経費) 390,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、精神科看護師が捉える「看護アドボカシー」の場面と介入のための判断、その看護介入を明確にし、「看護アドボカシー」看護介入の構造化を図ることを目的とした。精神科領域の看護師21名に聞き取り調査を行い質的帰納的に分析した。結果は、患者と家族・地域住民、医療者間との意見・方針対立によるそれぞれの生活と安全の阻害、患者の自己決定権の阻害、患者・家族の病気受容の低さによる自分らしく生きる権利の阻害があった。財産権の阻害であった。患者自身へ症状コントロールや生活能力の確保に向けた介入、家族・地域住民の生活と安全を守るための看護介入と患者との仲裁と調整、家族・地域住民・医療者間の連携調整であった。

研究成果の概要(英文)：This study explores clarify judgment and nursing intervention of psychiatric nurses for "nursing advocacy." And to achieve the structure of the "nursing advocacy" nursing intervention. In this factor-searching study, we conducted a semi-structured interview with psychiatric nurses, and analyzed the data using qualitative and inductive statistics.

The result, inhibition of safety and life of each by the opinions and policy conflict patients and families, people living in community, medical staff between inhibition of right to self-determination of the patient, right to life and yourself due to the low of the disease patient acceptance and family there was inhibition of.

When providing nursing intervention in schizophrenic patients whose rights to community life have been violated, it is important to encourage them to develop their own skills, and promote relationships among patients, their families, and community residents in cooperation with others.

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：看護学・高齢看護学

キーワード：アドボカシー 精神看護 看護判断 看護介入 患者の権利

1. 研究開始当初の背景

精神科医療は、精神障がい者の処遇の歴史である。処遇とは、精神障がい者の人権に関わることである。近年、医療機関において患者の権利保証の価値観が定着し始めてきた。そのような中、患者の権利を擁護する「アドボカシー」概念が注目されている。

看護領域においてアドボカシー概念は、1970年代に欧米において注目を集めるようになった。UKCC「英国中央審議会」は『アドボカシーの目的は、争うことではなく、患者やクライアントの幸福と利益を促進し守ることである。アドボケイトは「他人の言い分を弁ずる者」あるいは「あることを唱道し主張する者」である。それはアドボカシーというものが、積極的・建設的な行為であることを示している。』(1992)と、アドボカシーは看護の要件であるとしている。看護職の役割として、アドボケイトすることは、専門職としての基盤であることを示している。

精神科医療は、「精神保健および福祉に関する法律」により、入院形態や隔離・拘束など、他科に比べて患者の人権と直結した法律で運営されている。つまり、他科に比べて、患者の権利は侵される危険性が高いと言える。看護師は、患者の一番身近にいる医療従事者として、さらに、患者の権利を守りつつ医療を提供する専門職として、アドボカシーとしての役割を積極的にとっていく必要性があると考えられる。これまで精神科におけるアドボカシーの実践は明らかにされていないため、早急に明らかにし実践に生かすことが重要であると考えられる。

2. 研究の目的

精神科看護師が捉える「看護アドボカシー」の場面と介入のための判断、その看護介入を明確にし、「看護アドボカシー」看護介入の構造化を図ることである。

3. 研究の方法

1) 研究デザイン

日本において、「看護アドボカシー」に対する研究は始まったばかりである。患者の権利と深く関わる精神科領域で「看護アドボカシー」への看護介入は、いまだ明確にされた研究はなく現象そのものを明らかにするため、質的記述的研究デザインを用いた。

2) 用語の定義

・看護アドボカシー：看護師が患者の権利や利益を守ることである。

3) 研究対象

2県8施設の精神領域勤務5年以上の看護師で研究協力の同意の得られた21名を対象とした。

4) 研究方法

精神領域に勤務する熟練看護師に「看護アドボカシー」の判断と看護介入の実態を明らかにするため聞き取り調査を実施した。

5) 研究内容

(1) 対象者の背景(性別、年齢、精神科看護師歴、全看護師歴)

(2) 研究内容

「看護アドボカシー」が必要と判断した事例とその場面並びに判断の内容(その場面をどのように解釈したか、なぜ援助が必要と判断したか、そのような援助を実施しようとしたか)、患者・家族・地域の人々、医療者にどのような看護介入を行ったか、その実態を明らかにした。

6) 研究期間

2011年8月～2014年3月

7) 分析方法

分析方法は、質的帰納的内容分析を行った。

(1) 第一段階

面接により得られたデータを基に、「看護アドボカシー」が必要と判断した事例とその場面並びに判断の内容について、個々の事例で看護アドボカシーの介入場面とその判断の部分抽出後、対立状況やアドボカシー内容について分類分けし、全ての事例で類似した場面での判断を整理・統合しテーマとして抽出した。

(2) 第二段階

面接により得られたデータを基に、第一段階で得た「看護アドボカシー」の必要な判断で抽出したテーマ別に看護介入の部分を抽出し、意味の通る単位にコード化し、整理分類分けをしてそれぞれのテーマ別にカテゴリーを抽出した。

8) 分析の妥当性

各段階で、研究者間でデータの解釈の検討を行い、分析の妥当性を高めた。

9) 倫理的配慮

本研究は高知大学医学部倫理委員会と各施設の倫理委員会の承認を得て実施した。対象者には研究目的と方法、所属や個人名の秘匿、面接結果を目的以外に使用しないこと、面接中断の自由について文章及び口頭で説明し同意書への署名により同意を得た。

4. 研究成果

1) 対象者の概要

対象者は、21名(男性6名、女性15名)、平均年齢 44.5±7.5 歳、平均精神科看護師歴 14.1±6.3 年であった。精神科病棟勤務者 17名、訪問看護ステーション勤務者 3名、精神障害者生活訓練施設(援護寮)勤務者 1名であった。

2) 事例の概要

事例は、45例(男性26例、女性19例)であった。病名は、統合失調症圏内 37例、感情障害 4例、発達障害 3例、摂食障害 1例であった。生活の場は、入院中 33例、在宅 10例、中間施設 2例であった。

3) 看護アドボカシーの場面

患者と家族の対立 13場面、患者と地域住民との対立 2場面、患者と地域の支援者との対立 6場面、患者と医療スタッフとの対立 8場面、隔離・身体拘束(行動制限・私物管理含む)の葛藤 6場面、一般科の治療問題 3場面、治療上の問題 8場面、患者の治療拒否 7場面であった(重複有り)。

4) 精神科看護師の捉える看護アドボカシーの判断

以下6つのテーマが抽出された。

テーマ1 患者と周囲の人々との意見対立による生活や安全の阻害

テーマ2 患者と医療者との方針対立による自己決定の阻害

テーマ3 医療や福祉を受ける権利の阻害

テーマ4 患者や家族の病気受容の低さによる自分らしく生きる権利の阻害

テーマ5 治療や看護の不備による自由の阻害

テーマ6 財産権の阻害

5) 精神疾患患者の看護アドボカシーへの看護介入

(1) 精神科病棟入院中の精神疾患患者の看護アドボカシーへの看護介入

A. 患者と周囲の人々との意見対立による生活や安全の阻害への看護介入

B. 患者と医療者との方針対立による自己決定の阻害への看護介入

C. 医療や福祉を受ける権利の阻害への看護介入

D. 患者や家族の病気受容の低さによる自分らしく生きる権利の阻害への看護介入

E. 治療や看護の不備による自由の阻害への看護介入

F. 財産権の阻害への看護介入

(2) 地域で生活している精神疾患患者への訪問看護師による看護アドボカシー看護介入

『患者に関するもの』、『患者と家族に関するもの』、『患者と周りの関係に関するもの』

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

Yumiko Toda, Masayo Sakamoto, Akira Tagaya, Mimi Takahashi, Anne Davis: Patient advocacy: Japanese psychiatric nurses recognizing necessity for intervention, *Nursing Ethics*, 2014. (掲載予定)

〔学会発表〕(計 3件)

戸田由美子・坂本雅代・高橋美美(2012): 精神科看護師が介入した患者アドボカシーの場面と判断の特徴. 第32回日本看護科学学会学術集会. pp530, 東京.
坂本雅代・戸田由美子・高橋美美(2013).

精神疾患患者への訪問看護場面における患者アドボカシー（その一）～患者の権利侵害の状況～．第 33 回日本看護科学学会学術集会，pp587，大阪．

戸田由美子・坂本雅代・高橋美美（2013）．精神疾患患者への訪問看護場面における患者アドボカシー（その二）～精神科訪問看護師による看護介入～．第 33 回日本看護科学学会学術集会，pp588，大阪．

〔図書〕（計 1 件）

戸田由美子：精神科患者アドボカシーと退行の看護、1-81、ふくろう出版、岡山市、2011．

6．研究組織

(1)研究代表者

戸田由美子（TODA, Yumiko）
日本赤十字広島看護大学・看護学部・教授
研究者番号：60325339

(2)研究分担者

高橋美美（TAKAHASHI, Mimi）
高知大学・教育研究部医療学系看護学部門・講師
研究者番号：30380330

坂本雅代（SAKAMOTO, Masayo）
高知大学・教育研究部医療学系看護学部門・教授
研究者番号：80290360